

蓮照寺合同墓規約

第1条 目的

宗教法人蓮照寺（以下「蓮照寺」という）は、主に墓地のない、また墓地を管理する人がいない方々などのお骨を納め、寺で行う彼岸会・報恩講に参拝し、仏の教えを聞く縁をつくることを目的として建立する。

第2条 名称及び事務所

合同墓の名称は「蓮照寺合同墓」（以下「合同墓」という）とし、管理事務所は「津久見市セメント町3-9 蓮照寺内」に設置する。

第3条 管理運営

合同墓の管理運営主体は蓮照寺とし、管理責任者は蓮照寺代表役員（住職）とする。

第4条 利用資格

- 1) 蓮照寺門徒であること。
- 2) 一般希望者（合同墓の申し込みをご縁とし蓮照寺門徒となる。）

第5条 申込方法

- 1) 申込は指定の用紙に必要事項を記入し、使用料を添えて寺に提出する。
- 2) 生前申込の場合には後見人を一人定める。

第6条 合同墓使用料

合同墓使用料は10万円（12年間）とし、契約を解除しても返還しない。

第7条 運営規定

- 1) 遺骨は12年までは骨壺のまま安置し、期間経過後は合葬する。
- 2) 納骨者は火葬（改葬）許可を受けている者とする。
- 3) 12年が経過した後も継続して安置しようとする者は、1年前から契約更新の申込みをすることができる。

- 4) 骨壺の大きさは6寸以下とする。

第8条 その他

- 1) 自然災害などによる骨壺等の破損の場合は、蓮照寺の管理責任は問えないものとする。
- 2) 本規定に定めない事案については、その都度協議の上、蓮照寺住職が判断する。

附則

本規約は2019年9月23日より施行する。

以上

大分県津久見市セメント町3-9

宗教法人 蓮照寺

代表役員 古谷聡